

平成29年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

概 要 報 告

平成29年10月18日（水）

（於 ホテルメトロポリタン高崎6階 丹頂Ⅰ・Ⅱ）

関 東 地 方 知 事 会

平成29年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

1 日 時 平成29年10月18日（水） 15：38～17：12

2 会 場 ホテルメトロポリタン高崎 6階 丹頂Ⅰ・Ⅱ

3 出席者

会長	群馬県知事	大澤 正 明
	東京都知事	小池 百合子
	茨城県知事	大井川 和 彦
	栃木県知事	福田 富 一
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	山梨県知事	後 藤 齋
	静岡県知事	川 勝 平 太
	長野県副知事	太 田 寛

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関東地方の文化情報発信のあり方に関する検討結果について
- (3) 平成30年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

5 その他

6 会議内容

(1) 開会

○事務局

開会前に申し上げたいと思います。各都県知事様におかれましては、ご発言に際しまして、マイクのスイッチをオンにしてからご発言いただきますよう、お願い申し上げます。

また、報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は大澤会長の挨拶終了までとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度定例第二回（秋）の関東地方知事会議を開会いたします。

私は、事務局を担当しております、群馬県企画部長の向田と申します。進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、会長であります群馬県の大澤知事からご挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶、新任・再任知事挨拶

○大澤会長（群馬県知事）

改めまして皆さんこんにちは。本日は、皆さん方には大変お忙しい中、群馬県までお越しをいただきまして、大変ありがとうございます。

そして、8月の知事選におきまして初当選された茨城県の大井川知事には、心からお祝いを申し上げたいと思います。関東地方知事会としても、心から歓迎を申し上げます。

本日は、この会議に先立ちまして、八ッ場ダムの視察をしていただきました。皆さんもご承知のとおり、八ッ場ダムは昭和 27 年に計画が持ち上がりまして、平成 4 年に地元と協定が結ばれ、その後、順調に進んできたところ、平成 21 年の政権交代によりまして、突然の八ッ場ダムの中止ということでありました。それまで地元の方々は、首都圏を洪水、濁水から守るという大義のもとに、ふるさとを捨て、新たな生活再建に

動き出していたにもかかわらず、八ッ場ダム中止という非常に厳しい判断が下されたわけでありまして、地元の方々の生活に対する不安は、並々ならぬものがあつたと思っております。

そのような中、平成 21 年の時に、一都五県の知事さんが一堂に集まっていたきまして、八ッ場まで出向いていただいて、地元の方々と協議をしていただきました。その時、翌週に関東知事会議が群馬で開かれることになっていたわけですがけれども、上田知事の発案で、「会議に前原国交大臣を呼ぼう、そして、知事会として意見交換をして訴えていこう」ということを言っていただきました。その意見交換が実現して、前原国交大臣に「改めて調査する」と言っていただきました。

その後、ご承知のとおり、平成 23 年 12 月 22 日に前田国交大臣が八ッ場ダムの中止を撤回し、建設の継続を決定してくれたわけでありまして、地元の方々の不安がそこで解消されたわけでありましてけれども、この時、私は公約の重さというのを痛感したところであります。

この関東地方知事会の皆さん、それから一都五県の知事の皆さんが、一致団結してこの問題に取り組んでくれたからこそ、今日を迎えられたのだと思っております。心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

現在、複雑多様化している社会経済情勢、また国際情勢の中で、知事がしっかりと意見交換をして、国に意見を申せるような知事会としていくことが私は大切なことだと思っております。今後ともよろしく願いを申し上げたいと思います。

そして今日は、国民保護対策、少子化対策、農業、福祉、観光、防災、社会資本整備など、様々な分野に対する提案がなされているところでありまして、皆さんの慎重なご審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

○事務局

それでは、報道機関の皆様におかれましては、記者席にお戻りくださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、前回の知事会議以降に知事選挙がございましたので、大澤

会長からご紹介をお願いいたします。

○会長

それでは、前回の会議から新たに当選された知事をご紹介させていただきます。

本年 8 月の茨城県知事選挙で当選された大井川和彦知事、一言ご挨拶をお願いします。

○茨城県知事

今、ご紹介にあずかりました茨城県知事の大井川和彦でございます。

8 月 27 日に当選して、初登庁が 9 月 26 日でございますので、まだ 3 週間でございます。いろいろまだまだ勉強しなければならないことがあるかと思いますが、ぜひこの関東地方知事会議に、フレッシュな発想でいろいろ貢献できればというふうに思いますので、ぜひこれからもよろしくをお願いいたします。

○会長

本年 6 月の静岡県知事選挙で再選をされました川勝平太知事、一言ご挨拶をお願いします。

○静岡県知事

6 月 25 日に静岡県、3 期にわたることになりました。その節には、関東知事会の知事さんからも様々なご支援を賜りましてありがとうございます。知事として、これからも精励してまいりたいと思いますので、引き続きご指導、またご協力を、よろしくお願い申し上げます。

(3) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関東地方の文化情報発信のあり方に関する検討結果について

・平成 30 年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

○会長

それでは、早速協議に入らせていただきます。お手元の次第に従いまして、初めに、（１）国の施策及び予算に関する提案・要望についての協議をお願いいたします。

協議の進め方でありますけれども、資料１の一覧をご覧ください。

まず、事務局から、１から 11 の提案・要望について、一括で説明をいたします。その後、項目ごとに意見交換をお願いします。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、お手元の資料に従いまして説明をいたします。

資料１の提案・要望事項（案）の１ページをご覧ください。

「１．地方分権改革の推進について」でございます。

これは、各都県の共同提案として、毎年、提案・要望を行っている事項でございます。

地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから、「真の地方分権型社会の実現」として、事務権限の移譲など 6 項目、また「真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築」として、分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革など 13 項目の合わせて 19 項目について、提案・要望を行うものでございます。

次に、15 ページをお開きください。

東京都提案の「２．国民保護事案に関する対策の推進について」でございます。

北朝鮮が相次いで弾道ミサイルの発射や核実験を強行するなど、国際情勢が緊迫化する中、我が国もその脅威に直面していることから、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することを求める提案・要望でございます。

次に、16 ページをお開きください。

茨城県提案の「３．少子化対策の推進について」でございます。

少子化の流れに歯止めをかけるため、「地域少子化対策重点交付金」の拡充や「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行と定着の促進、結婚や子育てのすばらしさを伝える機運醸成の取組、及び子供の貧困対策に係る財政支援の拡充などを求める提案・要望でございます。

次に、19 ページをお開きください。

栃木県提案の「４．農地集積・集約化への支援について」でございます。

国が推進しております農地中間管理事業は、手続が煩雑であることや、所有者不明の農地に対応できていないため、農地の集積が進んでいない状況であることから、手続の簡素化や所有者不明の農地にも対応可能とする法整備を求める提案・要望でございます。

次に、20 ページをお開きください。

群馬県提案の「５．障害者の自立のための環境整備の推進について」でございます。

障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備を一層推進していくため、特別支援学校で就労支援に当たる専任教員の定数配置や障害者を雇用する中小企業等への財政支援の拡充、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等の拡充について提案・要望を行うものでございます。

次に、22 ページをお開きください。

埼玉県提案の「６．児童養護施設における人材の確保・定着について」でございます。

児童養護施設への入所児童数が増え、これまで以上に個別的できめ細かな処遇が求められているものの、十分な数の職員を確保できず、職員に過重な負担がかかり、早期退職につながってしまうことから、職員の配置基準の見直しを求める提案・要望でございます。

次に、24 ページをお開きください。

千葉県提案の「７．農業の担い手の減少や労働力不足への対応強化について」でございます。

農業の担い手の減少や高齢化が進む中、農業の持続的発展と農村振興を図るため、低価格な農業機械の開発促進や国家戦略特区の「農業外国人の就労解禁」の全国展開、「外国人技能実習制度」の運用拡充を求める提案・要望でございます。

次に、26 ページをお開きください。

神奈川県提案の「8. 訪日外国人旅行者の受入環境整備の充実について」でございます。

ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、さらなる訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の予算規模の拡充、補助率の引上げ、補助要件の緩和などを求める提案・要望でございます。

次に、28 ページをお開きください。

山梨県提案の「9. 「地方創生回廊」の早期実現に向けたリニア中央新幹線や高速道路網の整備について」でございます。

国が進める「地方創生回廊」構想は、人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する地方創生の礎となるものであることから、その一翼を担う中部横断自動車道などの整備促進、関連する道路や広域交流拠点の整備に対する財政支援を求める提案・要望でございます。

次に、30 ページをご覧ください。

静岡県提案の「10. 地震・火山噴火対策等の推進について」でございます。

南海トラフ地震を始め、各地で発生が懸念される大規模自然災害に備え、国土強靱化の取組への支援や災害時における広域応援・受援体制の確立、風水害対策の充実・強化など、8 項目について提案・要望するのでございます。

次に、36 ページをお開きください。

長野県提案の「11. 社会基盤施設の整備及び老朽化対策に対する支援について」でございます。

国民生活や経済・社会活動を支える社会基盤施設の整備を進めるため、

道路財特法の規定による特別措置の期限延長と拡充、社会基盤施設の老朽化対策に必要な財源の確保を求める提案・要望でございます。

説明は以上でございます。

○会長

それでは、「1. 地方分権改革の推進について」の協議に入ります。
皆さんからご意見、ご発言がございましたら、お願いいたします。

神奈川県。

○神奈川県知事

ありがとうございます。8 ページの 5 の地球温暖化対策のための税財源の確保のところであります。

国が創設を検討しております森林環境税について、本県では大きな懸念を抱いております。本県では、良質の水の安定的な確保を目的としまして、課税自主権を活用し、平成 19 年度から、個人県民税均等割・所得割の超過課税、いわゆる水源環境保全税を実施しております。

そして、年間約 40 億円の財源により、県と市町村が役割分担して、計画的に水源林の保全・再生を進めているところであります。

こうした中で、国が後からこの森林環境税を創設するとしますと、税の目的は異なるものの、両税の事業に重複が生じ、二重課税と捉えかねない懸念があります。

具体的には、本県の水源環境保全税は、間伐や土壌保全対策など、幅広い用途に活用するものでありますけれども、国の森林環境税は間伐にその財源を活用することとしています。

森林環境税は、一人当たり 1,000 円の負担と仮定して試算いたしますと、神奈川県民は 45 億円を負担し、一方、本県の人工林面積では、1.8 億円の配分にとどまると見込まれております。

森林環境税が、本県の水源環境保全税とのすみ分けがなされないままに創設され、水源環境保全税が森林環境税に取って代わられてしまうと、本県の森林整備事業が 40 億円から 2 億円以下のレベルまで後退してし

まいります。こうしたことから、森林環境税の使途を拡大するなど、本県を始め、先行して導入をされている個人県民税の超過課税に影響が生じないように、調整していただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

ほかにございますか。東京都。

○東京都知事

ありがとうございます。まず、ご提案に賛成したいと存じます。

分権型の社会にふさわしい税財源の充実・強化のための抜本的改革が必要かと考えます。

地方が果たす役割と権限に見合った財源が不可欠ということですが、必要な財源が確保されていない状況であると。権限と財源を一体として移譲して、地方税財源の充実強化を図るべきと考えます。

それから、地方消費税の清算基準の見直しへの対応について述べさせていただきたいと存じます。大都市から地方への税収移転を意図して人口の比率を引き上げるなど、地方自治体間の財政調整を目的として、制度本来の趣旨をゆがめるような見直しを行うべきではないと、東京都は考えております。

地方法人課税の堅持も同様でございますが、様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであって、地方団体の重要な財源であることから、縮減を行うべきではないと、このように考えます。

とりあえず以上でございますが、今、いろいろと憲法論議などが盛んに行われているところかと思いますが、やはり憲法の中でも、地方自治ということをしつかりと盛り込む、そういったことも今後も大きな観点から、この知事会でも議論を重ねていく必要があるかと、このように考えます。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

ほかに。埼玉県。

○埼玉県知事

ありがとうございます。まず、黒岩知事の意見に賛同いたします。

事実上、森林のない市町村にまで課税の実態が出てくるというようなことも、構造上、課題があるというふうに思っていますし、今、問題を上げられましたように、二重課税の課題等々、これは明確に整理をして、調整がなされないのであれば、しっかりと反対の声を挙げたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、2点ほど。ずっと継続的に申し上げておりますけれども、一つは臨財債の話であります。

国の財政が厳しくなると臨財債が増え、国の借金を地方に振りかえてしまうという形になっています。県がコントロールしている部分は毎年毎年減らしているんですけども、臨財債を活用せざるを得ないというのは、もうこれはやむを得ない。もともと地方交付税の振り替え分でありますから。そうすると、見かけ上の借金が増えてきて、我々に責任があるように外形的には見えてしまうということで、非常に不愉快な話になってしまいます。これについても特別に、またきちんと声明を出していただければありがたいと思っております。

もう一つは、国と地方の協議の場、何回か会長の代理で出席させていただいたことがございますが、ちょっと形式化してしまっているのではなかろうかと。総理も官房長官も主要な閣僚も、事実上 30 分程度で、議論をするというよりは、もう意見交換をするのみというか、意見の陳述をお互いにするだけということになっています。時間がないことはわかっていますので、分科会か幹事会のようなもので少し詰める作業をしないと、せっかく作られたこの地方と国との協議の場が生かされない。こんなふうに私は思っております。事実上の要望の場所になってしまう

と。それでは何のための協議だということになってしまいますので、やや形骸化してきているというふうに思っております。

そういったところも地方創生という大きなうたい文句の割には、その実態がどんどん薄くなってきているというふうに思っておりますので、いま一度この辺で大きな声を上げていったほうがいいのではないかとということをご提案させていただきたいと思います。

この中身については、会長のほうでご判断いただければありがたいと思っております。

○会長

山梨県。

○山梨県知事

先ほど神奈川県知事から少し森林環境税、工夫しろという話だったんですが、私ども山梨県は8割が森林で、当然、神奈川県と同じように県独自の森林環境税徴収を、住民の皆さんから行っています。

その上で、9ページにもありますように、都道府県と市町村の役割分担、これからの税の具体的な流れがどうなるかは別としても、この分が明確になることと、あわせて従来の独自課税に影響が生じないように適切に調整というもの、ここを少し黒塗りで大きく書いてもらったほうがいいのかもしれませんが、趣旨は多分、黒岩知事のお話のような形に入っているので、この部分を少し明確にしながら。

税の確保というのは、特に森林を守るということは、その単独の県だけでとどまることではありませんので、ぜひこの部分は今のような埼玉県のお話も踏まえて、明確にした上で、このままぜひ関東知事会としておまとめをいただきたいと思います。

○会長

静岡県。

○静岡県知事

共同提案に賛成という前提の上で、まず神奈川県知事さん、今、山梨県知事さんが言われましたことと関係しますけれども、本県でも面積の3分の2が森林でございまして、森林（もり）づくり県民税というのを過去10年間やっておりますので、これと上手にすみ分けができるようにしなくてはならないということでございます。賛成するという事です。

それから、東京都知事さんが言われました憲法の8章、地方自治については、自民党の政権公約にもありません。ですから、この92条から95条ですか、92条は地方自治の本旨に基づいて別途定めると。この地方自治の本旨についてはよくわからないところがございます。93条、これは直接選挙で地方自治体の長と議会の議員は選ぶ、94条は、条例は法律の範囲内で定めろと。最後の95条は、特別に一つの地方自治体だけに適用される法律については、住民投票で2分の1以上の同意を得て定めろということで、この間の大阪の特別区もそういうことで言われたわけでございますが、非常に短いもので、この点は、大いに我々としても議論すべきことであるというように存じます。

それから埼玉県の臨財債、これはもう前から神奈川県知事、我々も非常にこれは憂慮しておりまして、きちんとこれは国に談判をするというぐらいの、そういう姿勢を整えていただきたいと思います。

それから最後に、今、中央集権、来年で明治維新150年ということでございますけれども、それなりの、明治維新のときに目指した大国と並ぶ国になるということは達成したと存じますね。したがって、東京オリンピックもそうでございますけれども、日本全国でこれを盛り上げていこうという機運がございます。そうした中で、1990年に国会でお決めになられて、1999年12月に出ました、いわゆる国会等移転審議会による首都機能の移転というものがあまして、これを、報告がออกมาして、1位、2位、3位というところまで候補地が出てきております。その中で、筆頭候補地が栃木県那須野が原ということなんですが、3年間、衆議院の特別委員会で議論をして、決められないということを決めて、放置さ

れているわけです。

ですから、こういう状況は非常にまずいと。特に今回、中央政府が文化庁と消費者庁の一部を京都府や徳島県に持っていくということでございましたけれども、これはもう羊頭狗肉も甚だしいということで、もう一度本格的に国の形を考えるべくということで、関東の場合にこの公式の報告書で那須野が原が首都圏の移転の候補地だと、どういうものを持っていくのかと、どういうものは地方に委ねるべきかという議論をするべきときが来ているのではないかと思いますので、こうしたものも今後、議論をしていただくようなきっかけに知事会がなればと思っております。

以上でございます。

○会長

栃木県。

○栃木県知事

森林環境税の問題ですけれども、水源涵養、それから地球温暖化、森林吸収源、様々な効果があって、都市部の皆さんも恩恵は受けているというふうに思います。

そこで、今、国が考えているのは、市町に税源を配分するということなんですけれども、宮城県知事が知事会を代表してその会議に出ているわけですけれども、都道府県にも役割分担させろと、こういう話をしているはずでございます。それは、例えば都市部の小中学校の子供たちに、税でつくった机、椅子ですね、独自にやっているところはみんなそういうふうに行っていると思いますけれども、机、椅子、それからバス停のベンチ、公園のベンチ、こういったものを、間伐材などを使ってつくって恩恵を受けると。こういう仕組みで都市部の皆さんにも協力をしてもらって、山を守っていくということが、今、必要になってきているし、なおかつ不在地主で全く手がつけられないという状態になっていまして、加えてイノシシと鹿にやられているわけですから、中山間地域はも

う高齢化で、いわゆる国土ですかね、そこは、山も畑も田んぼも国土だと思いますけれども、その管理ができないという状況になっておりますので、極めて厳しい状況に置かれております。そういう中にあるのは、山の手入れをしっかりするということは、災害防止の点からも重要なことだと思いますので、使い方をどうするかということを知事会としては考えながら、恩恵を都市部の人たちにも受けられるような仕組みを、ぜひつくっていったらいいのではないかというふうに思います。

整理すべき課題はたくさんあります。文書に書いてあるとおりでございます。ということを申し上げたいと思います。それ以外につきましては賛成いたします。

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

森林環境税については、多くの県からいろいろご意見がありました。都道府県、市町村の役割分担、さらには独自課税しているのを十分配慮しろというような文言も入っております。

また、消費税、臨時財政対策債の問題についても、要望文に含まれておりますので、案文はこのままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございました。

それでは、次に「２．国民保護事案に関する対策の推進について」であります。

東京都から補足説明をお願いいたします。

○東京都知事

ありがとうございます、会長。

首都東京をお預かりしている立場からも、昨今のこの北朝鮮情勢とい

うのは極めて重要、そしてかつ危険な、不安な状況でございます。関東一円におかれましても同様かと、このように思います。

そこで、この国民保護事案に関する対策の推進について、ご提案をさせていただきますたく存じます。

北朝鮮は、改めて申すまでもございせんが、国際社会の警告や非難を無視して、世界の平和、そして安全を損なう、著しく損なう暴挙を繰り返しているわけでございます。特に、ことし8月、9月、我が国の上空を通過するミサイルの発射が行われました。そして一部の地域でJ－A L E R Tによるミサイル発射情報の伝達が行われる事態となったわけでございます。まさしく我が国を含む地域の安全に対する重大な脅威と言わざるを得ません。

また、9月3日には6回目の核実験を強行したわけでございまして、これら国際情勢が緊迫化する中で、我が国の安全に対しての新たな段階の脅威になっていると、このように存じます。特に通信電力などのインフラが、この狭い国土に集積している我が国で、私、以前から申し上げているんですが、EMPという、いわゆるこれは電磁パルスという、その攻撃が行われる危険性も報じられております。要は、電磁パルスという核弾頭が、この大気のところで解体しますと、そこで生じる電磁パルスによって、例えばATMであるとか、空港の管制塔であるとか、様々な情報通信インフラなどが影響を受けるということが、心配をされているわけでございます。

こういったことも含めて、国民が安心して住み、働くことができるように、この国民保護事案に関する対策の推進というのは、もう待ったなしだと。そして万全を期するということが必要であり、そこでご提案でございますけれども、4点。

まず、言わずもがなでございますが、我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために国際社会と緊密に連携して実効ある措置を講じる。

それから2番目に、北朝鮮のミサイル発射、核実験に関しての情報収集、地方公共団体、国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行う。

3 番目に、国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行って、具体的な事態に対する理解を促進する。

4 番目に、今申し上げましたEMP攻撃については、国は検討を加速させて、被害、影響を予測し、対策を的確に実施をする。早急に地方公共団体などに対して情報提供を行う。

この4点を国へ要望することをご提案をさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見、ご発言があったら、お願いいたします。

この件はよろしいですか。

埼玉県。

○埼玉県知事

4 番目のEMP攻撃に対しては、何か防御策というのは現時点で可能なんでしょうか。

○東京都知事

防衛省研究所などでいろいろな研究をしております。しかしながら、要は、高度に情報化した我が国のような状況でございますので、そこにはとてもある意味、脆弱になるわけですね。片や、北朝鮮自身がATMが発達しているとか、新幹線が走っているというわけではなく、北朝鮮に対しての影響というのはさほどない。片や、我が国のように先進のところは大変な影響、これはもう甚大な被害になってくるということが想定されます。今、様々な技術的なこの研究が行われておりますけれども、そういった形で、国際的な連携もとりながら進めていくということだと思います。

まだまだ研究が必要な状況ではないかと考えております。

○会長

茨城県。

○茨城県知事

EMP 攻撃もそうなんですけれども、やっぱりサイバー攻撃というのも、もう一つ大きなテーマになるのかなという気がします。国民保護事案という観点で言うと、これから本当にサイバー空間でも、安全保障というのが重大な懸念点になると思いますので、何かそういう観点もこの提案の中にできれば含められたらいいのではないかなと思います。

○会長

ありがとうございます。

神奈川県。

○神奈川県知事

この問題、やっぱり重大な問題で、しっかりと対応するべきだと思いますけれども、国民に対して、いざというときにどうするのかというところ、この普及啓発ですね。今まで、あまりミサイルが飛んでくるということを誰も生々しく想定したことはないわけであります。

どうすればいいのかという中で、神奈川県でもこの動画をつくりました。弾道ミサイルが落下した場合にとるべき行動例について、住民にわかりやすく示した動画をつくりまして、かなチャンTVという神奈川県のインターネットテレビがあるんですけれども、その中で再生をしております。公開から既に 13 万回以上、再生されているということで、非常に関心が高いということがありますので、これはどなたでも見られますから、ぜひこういうのを普及させていただいて、反射的に動けるような形、これを対応するということが非常に大事なことだというふうに思います。

以上です。

○会長

ほかにはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長

それでは今、茨城県から、東京都の要望にサイバー攻撃の問題も加えたほうがよろしいのではないかというご意見もありましたけれども、サイバー攻撃への対策を加えることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと
思います。

修正文案については、後ほど事務局で調整をさせていただきます。

次に、「3. 少子化対策の推進について」であります。

茨城県から、補足説明をお願いします。

○茨城県知事

要望事項3の少子化対策の推進についてです。

もう皆さん、重々ご存じのことですが、少子化対策、特に人口減少の中で、少子化対策は我が国の将来がかかっている問題だ
というふうに思っています。我が国が将来にわたって活力を維持してい
くためにも、また地方自治体にとっても、地方創生の要であるというふ
うに思っています。

残念ながら、国が行った調査によると、夫婦の約半数が経済的理由に
より、理想とする数の子供を持つことができないと回答するというよう
な状況になっております。また、3割を超える適齢期の男女が、結婚し
なくてもよいというふうに回答するという状況の中で、このままどんど

ん人口が減少し続けていいのかという観点を含めて、一刻の猶予もない危機的状況なのではないかなというふうに考えます。

このため、結婚、妊娠、出産、子育てに対するあらゆる支援に国が自ら主体的に取り組むよう関東地方知事会として、たゆまなく強力にそれを要望していく、そういう必要があることから、春の会議に引き続いて、本県のほうから提案させていただいているところでございます。

要望項目 1 から 5 までございますが、1 から 4 までについては、春の会議で決議いただいた提案と同様でございます。

要望項目 1 は、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を充実させる、そのための対象事業が特化されている内閣府の交付金について、妊娠・出産・子育ての支援にかかる取組を対象事業に加えるとともに、補助率の拡大や運用の弾力化を求めたいということでございます。

要望項目の 2 は、夫婦が理想とする数の子供を持つことができるよう、保育料の無償化を始め、子育て世帯の財政的支援や、妊娠を希望する夫婦に対する特定不妊治療にかかる助成内容のさらなる拡充、不妊検査費の助成制度の創設を求めているというものでございます。

要望項目 3 が、女性の就業率の上昇などにより、保育の必要性が増大している中、保育人材の確保は重大であるということから、施設整備や職員の処遇改善について、必要な額を確保するように求めようというものでございます。

特に職員の処遇改善について、地域の実情に鑑み、保育士給与の格差是正や職場環境の改善に向けて、国が責任を持って主体的に取り組むように求めるものでございます。

要望項目 4 が、結婚という選択肢を強要するわけではないんですけれども、結婚や子育ての機運醸成に取り組むというもので、道徳教育において世代を引き継いでいくことの大切さや、妊娠・出産に関する正しい知識を学ぶ機会を設けることを求めるものでございます。

最後に要望項目 5 として、今回新たに提案させていただくものが、子供の貧困対策でございます。本年 6 月に公表された国民生活基礎調査によると、平成 27 年度の子供の貧困率は 13.9%と、引き続き高い水準で

推移しておりますことから、国の大綱に示されている取組を推進するため、財政支援の充実を図るとともに、都道府県別の子供の相対的貧困率にかかる調査の実施を求めようというものでございます。

あわせて、都道府県がよりきめ細やかな調査を実施できるよう、統一基準をガイドラインとして示すことを求めています。

人口減少社会、それから超高齢化社会を迎える中で、少子化対策というのは喫緊の課題であるため、ぜひ本提案をご審議いただき、ご賛同いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見、ご発言があったら、お願いいたします。

静岡県。

○静岡県知事

少子化に対しまして、合計特殊出生率を全体 1.8 まで上げようというのが政府のご方針ですが、静岡県の中に 35 市町がございますですが、そのうち裾野市、あるいは長泉町とも、数年前にもう 1.82 まで達成しまして、今度数字が出ますと、どちらかは 2.07、すなわち人口維持のところまでいくということなんです。

それで、市町によって大変な差がありますので、35 市町、それぞれの特性を見えるようにしようということで、六つばかりの指標を上げて、それを 1、2、3、4、5 と、これを六角形に書きまして、それを見せたところ、それに基づいて様々な少子化戦略が立てられているんですが、それが本日、すばらしいということで総務大臣賞に輝きまして、今、ニュースが入ってきたばかりで、それで、ぜひ茨城県のほうでホームページや、あるいはパンフレットもございますので、ご提供申し上げますので、ご活用いただければと存じます。

ちなみにもう一つ、子供の貧困率に関しましては、これは非常に重要で、特に母子家庭、年間 150 万円とか 200 万円で、どうして生活される

のかと思うぐらいですが、子供には責任がないので、どのような家庭の子であれ、地域ぐるみ、社会総がかりで子供の教育についてはしっかりと支援していくというのは、私は、この社会といいますか、政治の義務であるというふうに考えておりまして、ご提案に賛成です。

○会長

子育て問題には、各県みんなそれぞれしっかりと取り組んでおられると思います。これはこの案文でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

なお、静岡県のスばらしい取組については、ぜひ各県に送っていただければありがたいと思います。

それでは次に、「4. 農地集積・集約化への支援について」、栃木県から補足説明をお願いします。

○栃木県知事

認定農業者、あるいは集落営農組織などを担い手と言っていますけれども、そこに農地を集積させると、これが大きな課題であります。28年度末、全国平均 54%、関東平均が 32%、関東は非常に低い状況でございます。栃木県での取り組みでは、9%ぐらい向上はしましたけれども、担い手への農地集積率の平成 35 年度の目標である 80%、これを国の目標を達成するためには、機構のさらなる活用が重要だと考えております。しかし、この事業につきましては、各都県とも困っていると思いますけれども、事務手続が煩雑、権利設定までに時間がかかると。事業推進上、大きな課題になっております。

つきましては、さらなる簡略化、例えば地域合意のもとで人・農地プランに位置づけられた認定農業者については、農用地利用配分計画の縦覧・公告を省略するなどが考えられると職員が申しております。

しかし、そのためには、法改正が必要になってくるわけであります。また、改正土地改良法、9月施行になったようですけれども、この法律によりまして、創設された機構関連事業では、対象農地の全てに15年間以上の農地中間管理権を設定することが要件の一つとされているために、所有者不明の農地について事業の対象とすることができない、ついでには、農地が虫食いの的に残されるということで、地域内の農地の集約化に支障を来す懸念があります。

そこで、法改正も含め、農地中間管理事業の手続を簡素化し、権利設定に要する時間を短縮化すること、そして所有者不明の農地についても機構関連事業に組み込みを可能とする法整備を図るなどの2点について、要望するものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。この問題、各県、抱える共通な課題だと思っておりますけれども、ご意見がありましたら、お願いいたします。

山梨県。

○山梨県知事

ぜひ、栃木県からの提案のように簡素化ができ、なおかつ所在が不明な土地について、この機構の事業に組み込み可能な制度になるように。これも早急に対応しなければ、平均というか、目標まで全然達しませんので、ぜひ早急な改正についてお願いをしたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

埼玉県。

○埼玉県知事

特に所有者不明の土地、これは時間がたてばたつほど整理がしにくくなりますので、法律で一定程度の時間がたったら、もう国が召し上げる、

そして場合によっては都道府県や市町村にちゃんと管理を任せるとい
うような、そういう仕組みにでもしないと無理ではないかなと思います
ね。そうでないと荒れ放題になってしまって、集約化もしにくくなりま
すね。これは農地だけではなくて、山林もそうですし、全部で九州分だ
けの面積があるというので、えらいことですよ。本当にイノシシや猿
の数のほうが人口よりも多くなってしまう。

○会長

静岡県。

○静岡県知事

どうもたびたびすみません。今、埼玉県知事さんが言われたとおりな
んですが、これ知事裁定ができるのです。ですから、この中間管理機
構が土地集積されて、その中で土地所有者が不明なものがあると。それ
に対して、知事裁定で、これは要するに県が所有者として、これを活用
すると。これは今までどなたもなさらなかったんですが、とりあえずや
りました。それで中間管理機構と協力しながら、私どもが知事裁定でで
きる。ただ、知事裁定した場合には、5年間だけしか賃借権が設定でき
ないと。ところが、改正土地改良法に基づく事業制度においては、中間
管理権を15年設定する必要があるのです。この辺のところの不整合
がございますので、とりあえず我々のほうでも知事裁定を行うことがで
きますので、土地の所有者が不明、実は恐らくほかでもそうだと思います
けれども、近隣、東京以外のところは、私どものところは1万2,000
ヘクタールぐらい耕作放棄地がありまして、そのうちの半分ぐらいは所
有者不明です。誰が持っているかわからないと。しかも荒れ放題です。
こういうことに深刻な思いを持ちまして、いよいよ我々が乗り出すとき
ではないかということで、ぜひ裁定をどんどんしていきながら、中間管
理機構と制度上、同じになるようにしていくのがこれからの方向性では
ないかということで、埼玉県知事さんが言われたように、国も我々のほ
うも、制度上、整合性を持たせたような形で、所有者不明の、いわば不

在地主ですね、こうしたものは許さないという強い姿勢を持つことがこれから大事だと思います。

○埼玉県知事

本県では事務方から知事裁定で処理したいという案件が上がってきたことはないのですが、できるんですね。

○会長

茨城県。

○茨城県知事

今のお話、私も知らなかったんですが、すごくいい話だと思いました。もしその裁定制度があるというのであれば、静岡県だけではなくて、ほかの県でも実績を積み上げていって、いろいろ活用する中で、もっとも国としての制度をよりつなげやすくするという観点でも、すごく重要な話だなと思いますので、ぜひ我が県でも検討したいと思いますし、空き家対策にも同じような問題がありますよね、所有者不明という問題、非常に社会問題になっていますけれども、そっちのほうにはまだこういう裁定みたいな話はないんですよ。

○静岡県知事

空き家は、もう国が法律で処理していいということを言っているはずです。

○茨城県知事

そうなんですね。そういう実績をつくっていくというのは、非常に重要なことというふうに思いました。

○静岡県知事

農地に関してはですね。

○茨城県知事

はい、農地について。

○会長

東京都。

○東京都知事

東京も、それなりに緑の地はありまして、だんだんそれがオセロでなく、碁盤みたいな形になっているわけで、集積・集約化というのは極めて重要な課題であります。

これは何にでも通ずるんですけれども、事務の改善に努めてはいるけれども、事務手続が多いというのは、これは借り受けから貸し付けまで時間を要するわけですから、これはあらゆる分野で共通して言えることではないかと思いますので、国のほうにしっかり要望していただきたいと存じます。賛成です。

○会長

今、静岡県から意見もありました。そういうことをしっかり踏まえて、各県、改めて努力していく必要があるかなと思っています。

この要望については、案文はこのままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

次に、「5. 障害者の自立のための環境整備の推進について」であります。

これは群馬県からの提案でありますので、私から補足説明をいたします。

障害のある生徒が生涯にわたって自立していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を実現することが重要であります。現在の特別支援学校においては、きめ細かな就労支援を実現していくために、専ら就労支援に携わる教員の定数配置を求めることが要望の1点目です。

2点目は、職業自立に向けた専門的な教育を行う特別支援学校高等部をより身近な地域で整備していくため、小・中学部の整備と同等の国庫補助に拡大するよう求めるものであります。

3点目は、平成30年4月の障害者の法定雇用率引き上げに伴って、雇用義務の対象がより小規模な企業へ拡大をされることから、大企業に比べて経営環境の厳しい中小企業においても、障害者雇用が進められるよう、助成金による財政的な支援の拡充を求めるものであります。

また、都道府県別の障害者実雇用率は、本社の所在地に基づいて集計したものが公表されているため、現状を的確に把握し、より効果的な施策の実施と検証を行うのには不十分なことから、事業所の所在地ごとの集計、公表を求めるのが4点目です。

さらに、障害者手帳を持たない難病患者の方などの雇用を促進するために、障害者手帳の有無にかかわらず、法定雇用率制度の対象となる障害者の拡大を求めるのが5点目です。

最後に、障害者が地域で自立して生活するためには、居住の場であるグループホームや、日中の活動の場である就労系事業所などが不可欠でありますので、これら計画的に整備していくための国庫補助制度を充実させる必要があると思います。

障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備を一層進めていくためにも、以上、申し上げた内容を国に求めることを提案いたします。

以上であります。皆さんからのご意見をいただきます。

埼玉県。

○埼玉県知事

全面的に賛成です。特に3番目の、障害者の中小企業の雇用率が、平成30年から上がっていきますので、なかなか中小零細にとって厳しい話になってきます。財政的な支援、カバーするという仕組みがないと、なかなか達成できないというふうに思いますので、特にこの3番目は大賛成で、特出しでも強調したほうがいいのではないかなというぐらいに思っております。

また、4番についても同じように、本社サイドで見ていくということで実態が見えないということです。47都道府県の実態がよく見えるように、事業所別で統計を出すようにするべきだというふうに私も思います。

以上です。ありがとうございました。

○会長

神奈川県。

○神奈川県知事

このご提案は、全面的に賛成であります。

その上で、障害者の自立ということで、一言お話をしたいことがあります。昨年の7月に、津久井やまゆり園で起きた事件のことでありますけれども、障害者はいなくなったほうがいいんだという、とんでもない、間違った発想に基づく凶行によって、19名の方の命が奪われたといった中で、その津久井やまゆり園そのものをどうするのかといった問題、これ神奈川県は大変大きな課題として抱えてまいりました。

当初は、私も現地へ飛んで行って、そして家族会の皆さんから話を聞いたところ、この現地で全面建てかえしてほしいというご要望があったので、その方針を打ち出したのですが、そのときはどこからも反対の声が上がらなかったのだけれども、何カ月かしてから、突然のごとく、あちらこちらから、それは時代錯誤だという声が出てまいりまして、つまりその障害者を見るのに、そういう大規模施設で見るというのはもう時代ではなくて、小規模施設で地域移行というのがもう今の流れなの

に、またその現場で妥協してそこを建てかえるのかと、知事は何を考えているんだというふうな、大変厳しいお叱りの声も出てきたので、それならば、一から議論をし直そうということで、県の障害者審議会の中に部会を設けて、ずっと議論をしてまいりました。

その小規模施設か大規模施設かと、真っ向から対立したままで最後まで来たのでありますけれども、しかし、家族会の皆様の本当の気持ちに寄り添って、最終的に合意がとれて、それをもとにして、つい先日、津久井やまゆり園再生構想といったものがまとまりました。その中で、基本的にどうしたかという、基本的には大きな流れ、小規模で地域移行を進めていこうという方針。それから、130 人の入所者の方が今いらっしゃるんですけれども、その方々の入所先は神奈川県が確実に責任を持って面倒を見ますと。医療、介護のレベルは下げませんと。それとともに、130 人の皆さんのお一人お一人の意思をしっかりと確認をするということでもあります。

実は、私自身も事件現場に行って、障害者の皆さんにお目にかかったんですけれども、この方々の意思を確認するというのはどうすればいいんだろうと、ちょっとよくわからなかったのでありますけれども、しかし、それは時間をかければできるはずだということなので、ではそれをやってみよう。実は厚生労働省でそういうガイドラインができたばかりなのでありますけれども、それに基づいて、ではやってみよう、2 年ぐらいいかかりますけれども、しっかりやっていこうということになりました。この案をご提示したところ、どこからも反対の声が出なくて、結果的にまとまって、新たなスタートを切れたということ、こういったことがあったということをご報告したいということがあります。

それとともに、こういったつらい事件をばねにして、この共生社会、ともに生きる社会というものを力強く推進していこうということで、県議会の皆さんとも議論をしながら、ともに生きる社会かながわ憲章というものを取りまとめました。それをもっと広く皆さんに体感をしていただくということで、実は今、皆さんにお配りをしている神奈川県の資料の中にありますけれども、みんなあつまれ 2017 という、こういうイベ

ントをこの土曜と日曜に赤レンガ倉庫前で開いて、もうほんの障害のことじゃなくても、みんなが集まって、そしてみんなで一つのイベントをやり抜くということによって、何かともに生きることを進めていこう、そんなことをしているということの一つご報告させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○会長

山梨県。

○山梨県知事

賛成をいたしますが、1点だけ。

3番目の中小企業に対する財政的な支援の拡充の部分、今、山梨県では農福連携について、農業法人と社会福祉法人で連携をしながら、強化をしています。この特定求職者雇用開発助成金において、継続雇用という部分を少し緩和をしていただいたり、中小企業等の中に農業法人等も明確に読めるような、柔軟な助成金のフレームにさせていただくと農福連携等が進むという意識を持っておりますので、この拡充という部分に、その部分を少し明確にもし記載ができれば、ぜひお願いをしたいと思います。

○会長

静岡県。

○静岡県知事

これから民間企業が障害者の雇用率を来年の春から、今の2%から2.2%に上がるということですが、恐らくそれぞれの都庁なり県庁は、我々のところは2.5%以上持っているわけですが、そうしたことで、それを促進することがとても大切でありまして、今回の群馬県のご提案は全面的に賛成なんです。一つ、例えば授産所の方たちがおつくりになるものがたくさんあります。皆さん、あの方たちの俸給は、もう

月1万ちょっととか、なかなか大変で、ですからどうしたらいいかと、それを使えばいいわけですね。ですから、私は一人1品を持ちなさいということで、私自身も授産所でつくられた製品を持ち続けております。うちの職員だけでも6,000人いますから、何か買えば、その分、あれになると。それがまた県庁の中にそういう授産所の方たちのものを売っている場所を持っておりまして、そういう形で、ともかく使うようにしないと、彼らのところに俸給がいかないということがありますので、何かご参考になればと思ってつけ加えて申し上げました。

ご提案には賛成です。

○会長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(なし)

○会長

それでは、山梨県から、3番目の要望に、農福連携等を進めるような記載を追加してほしいというご意見がありましたので、事務局で検討させていただきたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは次に、「6. 児童養護施設における人材の確保・定着について」、埼玉県から補足説明願います。

○埼玉県知事

ありがとうございます。ご案内のとおり、児童虐待の件数が全国的に

も増えております。対前年比で見ますと、全国では 18.7%増の 12 万 2,578 件、埼玉県では増加率がその 2 倍もありまして、前年度比で 38.8% 増で 1 万 1,000 件を超えるという形になっております。

そこで、児童養護施設でお預かりをするわけでありませけれども、極めて個別的、なおかつきめ細かな対応をしないといけないということ、それから、24時間、365日対応が必要なこともあり、経験の浅い職員がへたってしまう。また、限られた人数でそれぞれの負担が重過ぎるということもあり、極めて困難な職域、職場という形になっております。ちなみに、埼玉県で言えば、経験年数が 3 年未満の職員の割合が 41.7%、これは児童養護施設で直接処遇をする職員です。電話番だとか、そんなことではなくて、いわゆる、面倒を見る職員が極めて少ない経験年数になってしまいうという状況があります。

その理由の一つに、基準で定めた定員の部分が極めて少ないということがございます。この予算上の配置基準というのを変えなければならぬということで、この点について、しっかりと要望をしていきたいので、ご賛同を賜りたいと思っているところでございます。

具体的には、例えば、2 歳未満が 1.3 対 1、2 歳以上から 3 歳未満が 2 対 1、それから年少者、就学前は 3 対 1、小学生以上を 4 対 1 というような形にしておりますが、実は、小学生のほうが元気がよくて、面倒なところもたくさんあります。これを、ちゃんと 3 対 1 にするということを処遇するだけでも状況が変わるということで、ぜひ、これを実現させていただきたいと考えておりますので、ご賛同賜ればありがたいと思っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ご意見があったら、お願いいたします。

栃木県。

○栃木県知事

栃木県も各施設から、上田知事のおっしゃいましたように、職員の配置基準の見直し、3対1などにすることについての要望が出ておりますので、賛成をいたします。

○会長

群馬県も、3年以内に退職される方が5割近くいるわけでありまして、非常に深刻な問題でありますので、しっかりとこの要望を届けたいと思っております。

神奈川県。

○神奈川県知事

このまま大賛成であります。神奈川県の場合にも、被虐待児の割合、これ、児童養護施設の入所時に占める割合ですけれども、約7割を超えているという状況。そして、1年足らずでやめてしまう職員も少なくないという、こういう現状がありますので、このご提案には賛成したいと思います。

次いで、保育士のことについて、ちょっと、一言コメントさせていただきたいと思いますが、これ、子育て、少子化対策のところでお話もできる話ではありましたが、保育士の不足という問題ですね。これは非常に大きな問題になっていると思いますけれども、神奈川県では、国家戦略特区を活用しまして、地域限定保育士というものの提案をいたしました。保育士試験は年に1回ですけれども、もう一回を地域限定保育士でやろうということで提案をいたしました。それを実施しているところでもありますけれども、最終的には、それが国の制度そのものが変わって、保育士の資格そのものを年2回にしようということになりました。

そして、さらに神奈川県は、じゃあ、もう一回、保育士試験を地域限定保育士でやろうということで、年に3回の試験ということをやっているところでもあります。そういったことで、実は、実際にその数がふえておりまして、平成26年度の合格者数は916人だったものが、平成27年度

には2,349人、大幅に増加しております。県内の認可保育所の保育士就業者数は、平成26年の2万1,256人から、27年、2万4,400人、約15%を増加したということがありました。こういう地域限定保育士制度というものがありますので、これも活用しながら、この保育士の人数を増やすということについて、これからも努力していきたい、そういうふうにいるところであります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、いろいろご意見もありましたけど、案文はこのままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは、次に、「7. 農業の担い手の減少や労働力不足への対応強化について」、千葉県から、お願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。千葉県からは、農業の担い手の減少や労働力不足への対応強化について、国に要望することを提案いたします。

農業の担い手の減少や高齢化が進む中で、農業の持続的な発展を図るためには、生産性の向上や経営規模の拡大による競争力の強化が必要でございます。先ほど、福田知事から担い手農家への農地集積・集約化について、ご提案があったところでございますが、農地集積を進める上でも、労働力不足への対応は重要であり、本県の提案とあわせて対応を強化することで、農業の成長産業化に向けた相乗効果が発揮されるところでございます。

それで、本県からは、以下の3件についてご提案申し上げます。まず、

一つ目は、国も推進しているスマート農業について、農作業の省力化や高品質な生産を実現するため、現在、ロボット技術やＩＣＴ等の最新技術の導入を進めているところですが、これは導入コストが高いことが課題になっているところでございます。こうしたロボット技術等の早期普及を図るため、現場のニーズを踏まえた低価格な機械の開発促進を国にお願いしたいと考えているところでございます。

次に、二つ目は、「農業外国人の就労解禁」についてでございます。現在、国家戦略特区のもとで規制緩和が進められようとしております。農繁期における労働力の確保が課題となっている中、農業の現場で即戦力として活躍できる農業外国人の就労を可能とする新しい制度は、全国的に活用のニーズが高いことから、全国展開の早期実現を国にお願いしたいと考えているところでございます。

最後に、三つ目は、外国人技能実習制度の運用について、現在、実習生は、一つの農家で研修を受けることとされておりますが、これを複数の農家で研修できるようにすることで、様々な技術の習得が可能となり、より多くの実習生の受け入れが見込まれることから、こうした制度の運用拡充を国にお願いしたいと考えているところでございます。

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

千葉県から、補足説明がございました。

皆さんからご意見、ご発言がございましたらお願いします。

茨城県。

○茨城県知事

全面的に今のご提案、要望事項、賛成したいと思います。特に、要望項目の２、国家戦略特区の規制改革メニューにある「農業外国人の就労解禁」、本県のほうで、平成28年７月に提案したにもかかわらず、認められたにもかかわらず、茨城県が実は指定されなかったものですから、

農業大県の茨城県で、本当に深刻な人手不足を、今の状況を、なかなかこの特区を使って解消できないというジレンマがありまして、ぜひ、この特区制度、そろそろ本当に人口減少、これだけ深刻な状況になってきているんで、正面から、やはりこの特区の趣旨にありますように、農業外国人の就労解禁ということも広めていってもいいんじゃないかなと思いますので、私どもとしても、ぜひ、強力に賛成、賛同したいと思います。

○会長

神奈川県。

○神奈川県知事

神奈川県としても賛成したいと思います。本県の農業の状況からしますと、その多くが、小規模な家族経営を主体としておりまして、現在では、数多くの外国人労働者を受け入れる状況には至っていないのでありますけども、しかし、人口減少等々、これから予想される中で、この国家戦略特区に認められている農業外国人の就労解禁、もう全国展開ということが必要であるというふうに、我々も考えております。

それと、農業のロボット技術の普及でありますけども、神奈川県は、さがみロボット産業特区というのをっておりますけども、これを活用しながら、農家に対するロボット技術の開発も進めています。国と民間企業が開発を進めているのは、この大規模農家向けのものでありますけど、やはり、今、千葉県ご指摘のとおり、都市部の中小規模農家が使用できるような、小型で低価格な農業機械の開発、これ必要だと思っています。その中で、神奈川県が進めているのは、果樹のジョイント仕立てというか、栽培しやすいように枝を曲げて、同じような位置に並べるという、そういう技術によって、それをできたところで、自動走行運転の車、これをずっと走らせて、農薬散布でありますとか、受粉なんているのをやっていくという、こういう開発を今、進めております。将来的には、これで収穫までできるようなロボットにしていきたい、そういうよ

うな開発を、今、進めているところであります。それとともに、アシストスーツ、これを使って農業の重労働化を減らすといったことも、取組を行っているところであります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、この案文でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

次に、「8. 訪日外国人旅行者の受入環境整備の充実について」であります。

神奈川県から、お願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。神奈川県資料というのを、ぜひ、ご覧いただきたいと思います。この資料に基づいて、お話をさせていただきたいと思います。

まず、提案の背景でありますけども、外国人旅行者の数、これは、どんどん増えている。これはもう、皆さんご存じのとおりであります。そんな中で、この訪日外国人が旅行中、最も困ったことは何かという、こういう質問、国のアンケート調査でありますけども、施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない。そして、無料公衆無線LAN環境が整っていない。観光案内板や地図等において、多言語表示が少ないので分かりにくいといったことが、上位に挙がっております。こうした声に応えるためには、受入環境の整備、これが急務だと思います。

資料の裏面をご覧いただきたいと思います。まず、本県の取組であり

ますが、おもてなし人材の育成や事業者向け24時間多言語コールセンターの設置、民間事業者向け補助制度などによりまして、外国人旅行者の受入環境の整備に取り組んでいるところであります。

次に、国の取組であります。訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業として、外国人観光案内所の整備・機能向上などに対する補助を行っております。しかしながら、この国の補助事業には、いくつかの課題があります。まず、補助対象となっているエリアや施設が限定されていることであります。具体的なエリアについては、本県33市町村の中で、この要件を満たしているのは、14市町に限られるということであります。

施設につきましては、公衆トイレの新築でありますとか建替えなどは対象とならない、こんなことになっております。さらに、宿泊施設のインバウンド対応に関しましては、補助上限が100万円と少額であることに加えまして、5施設以上が集まって協議会を構成し、申請をしなければならないとなっております。本県では、この5施設集まることができずに活用を断念したと、こういう事例もあります。このように、国の補助事業、よくあることでありますけども、現場の実情に合っていないということであります。今後、この訪日外国人旅行者の受入環境の整備をさらに加速していくには、国の補助事業の使い勝手を向上させ、制度を充実することが必要であります。

そこで、提案内容は、以下の三つであります。まずは、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る予算規模の拡大。2点目、宿泊施設や観光案内所等の整備に係る補助事業の補助率を2分の1に引き上げること。3点目、補助事業の使い勝手の向上を図ること。これらをご提案したいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

ご意見ありましたら、お願いいたします。

(賛成)

○会長

これは、よろしいですね。

(異議なし)

○会長

それでは、案文はこのままとさせていただきます。

次に、「9.「地方創生回廊」の早期実現に向けたリニア中央新幹線や高速道路網の整備について」、山梨県から、説明願います。

○山梨県知事

ありがとうございます。

今日も、朝、甲府から八ッ場ダムまで3時間ちょっとかかりました。お手元に資料がお渡ししてあるんですが、中部横断道の北部間が、あと32キロ、来年度から残ることになる。これができると、1時間ぐらい短縮できますので、ぜひ、この中部横断道の北部間、南北間は今、静岡県とNEXCO中日本、国交省と協力しながら、少し延期になりましたけど、2年後には開通をする予定で、山梨県を見ると縦軸がほぼそろうということになります。

この「地方創生回廊」の構想につきましては、7月の全国知事会でも早期実現に向けて、特別決議をされたと承知をしています。その上で、改めてこの「地方創生回廊」を早期に実現するということは、山梨県から見ると、縦軸がつながっていくと、現在、長野県とは、中央道だけの高速道路の接続から、縦軸の中部横断道が新たに加わっていくということになりますし、また、静岡県とは、先ほどもお話ししましたように、南北間が、中部横断道が開通をしますと、甲府から静岡市まで、これも今、4時間半ほど国道でかかりますけども、1時間以上、半減くらい時間が短縮するという形で、その整備をぜひ早期にしながら、リニアも今

年から数えて2027年まで、品川一名古屋間が10年後に開業するという形になっています。

三つの、それを踏まえた要望で、まず、ネットワークにすべきということと、そして、市町村という、実は、いろんな整備をする際に、市町村はできるけど県ができないという事業が、このリニア駅周辺の整備も含めてたくさんあります。ぜひ、それを少し柔軟にして、特に、山梨のリニアの駅は、甲府に所在をするのですが、50メートル歩くと、川を隔てると違う市に行くという、幾つかの市がまとまったところにありますので、ぜひ、広域で対応すべきだという思いも込めて、少し使い勝手がいい仕組みを創設してもらうことが望ましいということでもあります。

全国知事会の流れも含めて、リニアと高速道路ネットワークを含めた、全国が一つになっていく可能性を秘めた「地方創生回廊」の早期実現に向けたそれぞれの整備について、ぜひ、関東知事会としての国への要望事項として対応していただきたいと思います。

あわせて、今週の月曜日、国交省と財務省に、29年度の補正予算の早期編成という形で、まだ、いろんなことが終わっておりませんが、今年度の上期はもう終わっておりますので、下期に向けて、いろいろな地方の部分で、公共事業等の予算の非常に目減りというのがありますので、それに向けた対応も、あわせて会としてお願いをしたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。
長野県。

○長野県副知事

すみません。長野県でございます。

今、山梨県知事さんからご説明がございましたリニア中央新幹線、それから中部横断自動車道、これいずれも長野県とかかわっております、まさに、今、ご説明ございましたように、国の予算措置でございますと

か、あるいは、まだ、基本計画区間のままであるところの整備計画区間への中部横断自動車道の格上げ等につきましては、私ども、一生懸命やっているところでございます。要望の趣旨に全く賛同するものでございます。

○会長

静岡県。

○静岡県知事

全面的に賛成なんですが、この「地方創生回廊」という言葉はいいですね。この「回廊」というのがいいと思います。

そして、今度、ここにリニア新幹線と、それから、中部横断自動車道。この中部横断自動車道は赤で書かれておりますが、これは2年後にでき上がると。で、これは、富士山の西側の道なんですね。で、リニアにつきましては、これが平成21年、失礼しました、平成23年ですね、大震災があった年の春にルートが決まったんです。そして、これは2017年に、品川と名古屋を結ぶというふうにおっしゃったんですが、その2年後に東京オリンピック・パラリンピックが日本にやってくるということが決まりました。そして、じゃあ、東京オリパラに、このリニアをどう生かすかということについて、少なくともJR東海さんは、一切そういうことを言っていないですね。しかしながら、1回目のオリンピック、東京オリンピックのときに、1964年10月10日に開会式があって、それに間に合わせるように10月1日に新幹線が開通したわけですね。文字どおり、これは日本の最高の技術を見せる絶好の機会だというふうに思っております。オリパラと、このリニア新幹線と、どういうふうに活用すればいいかと言うまでもなく、中心は東京、また首都圏でございます。また、静岡県でも行われるんですが、これ富士山を一周すればいいと。リニアで甲府まで出ると。で、甲府から中部横断自動車道なり、あるいは身延線というJR東海の世界で最も遅い線路があります。これは反対側は南アルプスで、これは世界のエコパークです。一方が、世界文化遺産

と。

そして、清水港に来れば、清水港は、横浜港と清水港が、いわゆる大型クルーズ船の国際拠点港として、全部で6港が認定されたんですが、太平洋側では、横浜港と清水港だけです。そして、今、ゲンティン香港というところが、三日とあけずに数千人のクルーズ船を持ってくると。あと、二、三年後にそれを実現するんですが、そうするとほかにも来ますので、百数十隻来るわけです。それは清水港です。

そして、上に上がれば甲府です。リニアで東京です。そして、既存の新幹線があります。文字どおり、富士山、それから、東京、首都圏、これを1周するというのが、今ならできると。ところが、ご案内のように、2027年に仕上げるために、その当初決めた、平成23年に決めた計画どおりにしかJR東海さんはやらないということで、しかも、今、南アルプスの土手っ腹にトンネルを掘ると。そうすると、1秒に2トン、流量が少なくなると言われているんです。これは、大井川の水系なんですが、それに寄与している人たちが70万人います。ですから、これがわかった途端に、物すごい反対運動が起こっているわけです。ですから、この南アルプス、1年間に4ミリ隆起しているんですが、もうそこに、難工事になることは、もう見えております。土かぶり1,400メートルのところもありますから。したがって、水脈が変わる、流量が減ると。1秒2トン失われると。

こうした中で、まずは、オリンピックを考えて、オリンピックをみんなで励ますために、リニアに乗っていただくと。あれは地下鉄ですから、空飛ぶ地下鉄ですね。ですから、時速600キロで走れば、東京圏から甲府まで10分ですよ。で東京のビルの森からは、今度は甲府盆地に出たら、皆さんごらんのよう、富士山、それから南アルプス、八ヶ岳、秩父連峰、もう本当に森の中の、アリス・イン・ワンダーランドになるわけです。

その経験だけでも、甲府に行くためじゃなくて、その経験をする。世界で一番遅い電車に乗ると。あるいは、中部横断自動車道に乗ると。そういうふうなことができる。もうJR東海は、もう少し……。

○会長

時間が押していますので、簡潔に述べてください。

○静岡県知事

わかりました。

そういうリニアを、地方創生回廊というものを、リニアと中部横断自動車道を活用して考えるときが来ているというふうに思っています。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

○茨城県知事

一言。

○会長

では、簡単に。

○茨城県知事

簡単に。地方創生回廊というコンセプトの中で一つだけ。私は、東日本大震災の復興ということも観点として、リニアの後でいいんですけども、考えるべきなんじゃないかなというふうに思っていて、もし、そういう文言が最後に入れることができればうれしいなということで、ご提案させていただきます。

○会長

気持ちは十分わかりました。

案文はこのままでいかせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、「10. 地震・火山噴火対策等の推進について」、静岡県から、お願いいたします。

○静岡県知事

簡潔に申し上げます。

静岡県は、地震・津波対策や火山噴火対策の強化など、一貫して提案してきました。継続提案でございますので、今回、新たに加えた内容を中心にご説明を申し上げます。

6の風水害対策の充実・強化をご覧くださいませ。平成27年9月の関東東北豪雨、本年7月の九州北部豪雨、全国各地で毎年のように河川氾濫や土砂災害がございまして、多くの人的被害、家屋、公共施設への被害が発生しています。近年の激化した豪雨、大型化した台風などから住民の命と財産を守るために、河川、海岸、砂防及び治山の施設整備などのハード対策や、住民の迅速で的確な避難のためのハザードマップ策定などのソフト対策を着実に進められるよう、さらなる財政支援を求めるものです。

特に、本年7月の九州北部豪雨では、土石流とともに流れ下ってくる流木が、人家や田畑の被害の拡大をもたらしました、このため、(2)としまして、流木捕捉機能を備えた砂防堰堤や治山ダムの整備、さらに流木の発生源となるおそれのある荒廃森林の整備について、さらなる財政支援を求めるものであります。

もう1点だけ。ちょっと戻っていただきまして、2の地震・津波対策の充実・強化の関連でございますけれども、先月9月26日、政府の中央防災会議、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループが、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方につきまして、報告書を取りまとめました。私は、地方公共団体を代表する委員として参加しておりましたので、簡単に内容をご紹介します。

昭和53年、1978年に大震法が施行されました。本県のほかにも、本日お集まりの皆様方の中では、東京都の島嶼部、神奈川県、山梨県、長野

県の市町村が含まれておりますが、この大震法は、地震の直前予知が可能であるという前提のもとで、首相が警戒宣言を発令できるということになっていたわけでございます。しかし、今回の報告では、現状では、警戒宣言の前提となる確度の高い地震予知はできないと。これが大前提になりまして、ここで新たに不確実な地震予測に基づいた防災対応を検討する必要があるとされたところであります。

こうした防災対応は、地方公共団体や事業者などの各主体が、あらかじめ計画を定めておくとともに、社会全体としての統一的な対応が重要となります。そのため、国は、今後、各主体が防災対応の計画策定を進めるためのガイドラインを策定するということになりました。

本県は、モデル地区に選定されまして、このガイドライン策定に関与してまいります。関係都県の皆様に必要に応じ情報提供を行わせていただきまして、連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

皆さんからご意見あったら、お願いします。よろしいですか。

(異議なし)

○会長

それでは、案文はこのままでいきたいと思います。

次に、「11. 社会基盤施設の整備及び老朽化対策に対する支援について」であります。

長野県から、説明願います。

○長野県副知事

現在、地方が行う道路事業の補助率につきましては、道路財特法によりまして、本来の2分の1から10分の5.5、さらに10分の7に嵩上げす

るなどの支援がなされております。しかし、この特法措置が、平成29年度で期限切れのため、平成30年度以降の継続を要望するもの、これが第1点でございます。

第2点でございます。社会基盤施設の老朽化対策を推進するため、今年度、公共施設等適正管理推進事業債が創設されましたが、これは道路と農業水利が対象でございまして、その他の河川、砂防、公園、下水、港湾などが適用外となっております。このため、必要な財源の確保と、公共施設等適正管理推進事業債の社会基盤施設全般への拡大を要望するものでございます。

以上です。

○会長

ご意見ありませんか。

(なし)

○会長

それでは、案文は、このままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは、以上をもちまして、提案・要望事項の協議を終了いたします。各提案・要望事項のうち、本日の会議において修正を要するとされた項目につきましては、後日、提案都県と事務局との間で調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、前回の春の知事会議で決議した提案・要望事項の措置状況については、お手元の資料2のとおりでございますので、ご覧いただければと存じます。

次に、協議事項（2）の「東京2020オリンピック・パラリンピック競

技大会に向けた関東地方の文化情報発信のあり方に関する検討結果について」、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、お手元の資料3をご覧ください。文化情報発信につきまして、平成30年度からの取組方針を栃木県で取りまとめていただきましたので、その結果を報告いたします。

1 ページの中ほどの基本的な考え方にありますとおり、関東地方知事会における取組につきましては、既に、各都県で実施しております様々な取組があることから、可能なものから連携して取り組むこととされました。

今後の連携の具体的方策につきましては、4にありますとおり、まず、各都県の文化イベント等において、関東地方知事会の文化ブースを設置するなどして文化を発信すること。次に、各都県の文化情報WEBサイトを相互に活用し連携することとされました。

こうした実績を積み重ねながら、次回の春の会議では、例えば、関東地方知事会としての宣言文をまとめるなど、具体的な方策について提案ができるよう進めていくこととなります。

説明は以上でございます。

○会長

取りまとめをいただきました栃木県から、補足説明があったらお願いいたします。

○栃木県知事

平成27年の春の会議で、私から、東京オリ・パラに向けて10都県が文化の面でも連携して取組を進めることを提案申し上げました。事務レベルでの協議・検討を重ねた結果、今の説明のとおり、方向性が定まったところでございます。

オリパラにつきましては、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭

典でもあります。国におきましては、beyond2020プログラムによる日本文化の魅力発信が始まっておりまして、また、大会組織委員会では、レガシー創出に向けて東京2020の参画プログラムのもと、多様なイベント等が開催されております。

そして、10都県におきましても、都・県版の文化プログラム等を展開するとともに、地域の特性を活かした芸術祭、あるいはコンサートの開催など、多彩な文化芸術活動を伝える取組が進められております。

関東地方は、東京大会の開催地でありますので、大会に向けまして10都県が連携しながら、これら各都県の魅力ある文化情報を共同で発信していくことによって、関東地方における文化による地域の活性化と、外国人観光客の誘客促進等を図りまして、レガシーの継承につなげてまいりたいと考えておりますので、10都県の連携につきまして、改めてよろしくお願いを申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

皆様から、ご意見、ご発言があったらお願いいたします。よろしいですか。

東京都から何かありますか。

○東京都知事

じゃあ、ご協力、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○会長

では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組は、この検討結果を踏まえて進めていきたいと思っております。

次に、協議事項(3)の「平成30年度関東地方知事会歳入歳出予算(案)」について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、お手元の資料４の２枚目をご覧ください。平成30年度の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ159万6,000円となっております。

歳出予算の内訳につきましては、幹事会等で協議させていただいておりますので、説明は省略いたします。

以上でございます。

○会長

ただいま説明がありました予算（案）について、何かご意見ございますか。

（なし）

○会長

それでは、平成30年度予算については、案のとおり承認することとさせていただきますよろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長

ありがとうございます。

（４）その他

○会長

本日予定しておりました協議事項については、以上で終了いたします。

その他について、何かございますか。

事務局からありますか。

○事務局

各都県のPRパンフレットでございますけれども、お手元の茶封筒の

中に入っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
以上です。

○会長

それでは、皆様のご協力をいただきまして、円滑に議事を進めることができました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

平成30年度は埼玉県が会長となります。埼玉県の上田知事から、ご挨拶をいただきたいと思います。

○埼玉県知事

大澤知事並びに群馬県の皆様には、素晴らしい仕切りをしていただきまして、まことにありがとうございました。来年は埼玉県ということで、しっかり、おもてなしができるようにしたいと思っています。

現在のところ、川越市で会場を設定したいと考えております。現在の東京には江戸がないと言いますが、埼玉には小江戸があると言われております。小江戸川越と呼ばれておりまして、700万人を超える観光客が来ている。そちらのほうでお迎えをしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(5) 閉会

○会長

それでは、以上をもちまして、平成29年度定例第二回―(秋)―の関東地方知事会議を閉会といたします。

ご協力、大変ありがとうございました。

(終了)